

リースに関する特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、「山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業（市町村窓口機器賃貸借及び保守業務）」におけるリース契約に関する事項に適用するものである。

2. リース期間

平成 31 年 3 月 1 日より 60 カ月とする（長期継続契約）。

3. リース期間終了後の扱いについて

1. リース期間終了後は、ハードウェア類等に関しては、再リースもしくは、リース会社での産業廃棄処理とする。なお、その際にかかる搬入経費（運送費も含む）に関してもリース金額に含むものとする。
2. リース期間終了後、次の項目に関する所有権は、山梨県後期高齢者医療広域連合に譲渡するものとする。
 - (1) ソフトウェア全般
 - (2) ネットワーク機器（L2 スイッチ、FW 等）
 - (3) メディア全般（USB メモリ）
3. 本案件にかかる固定資産税については、リース会社で支払うものとする。

※上記について考慮した内訳書を提出すること。

以上